

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的理念

本市においては、第1期計画及び第2期計画における基本理念として「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げ、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた子育て支援を推進してきました。

お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現を目指す考え方は、不変であると考えられることから、本計画の基本理念も、これまでの計画を継承するものとします。

男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり

2 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有について

令和5年4月、こども家庭庁の創設と併せ、全てのこどもと若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指す「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者と共に進めていくこと、といったこども施策に関する基本的な方針を掲げ、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していくことを重要事項としています。

本市では、主に小学生を対象とした啓発運動として「人権の花」運動を平成26年度から実施しています。この運動は、「人権の花」であるひまわりの種を児童が協力しながら育成することを通して、相手の立場になって考え、行動し、感謝することの大切さを学ぶとともに、豊かな情操とやさしい思いやりの心を育て、人権尊重の思想をはぐくむことを目的としています。

今後も、全ての子ども・若者に対して、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。また、子どもの教育、養育の場において、子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

3 基本目標

本計画では、国が「こども大綱」で示す「こども政策に関する重要事項」に基づき、次の3つの基本目標を定めて施策を推進します。

基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。本計画では、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目標に掲げて、全てのライフステージに共通する各施策に取り組みます。

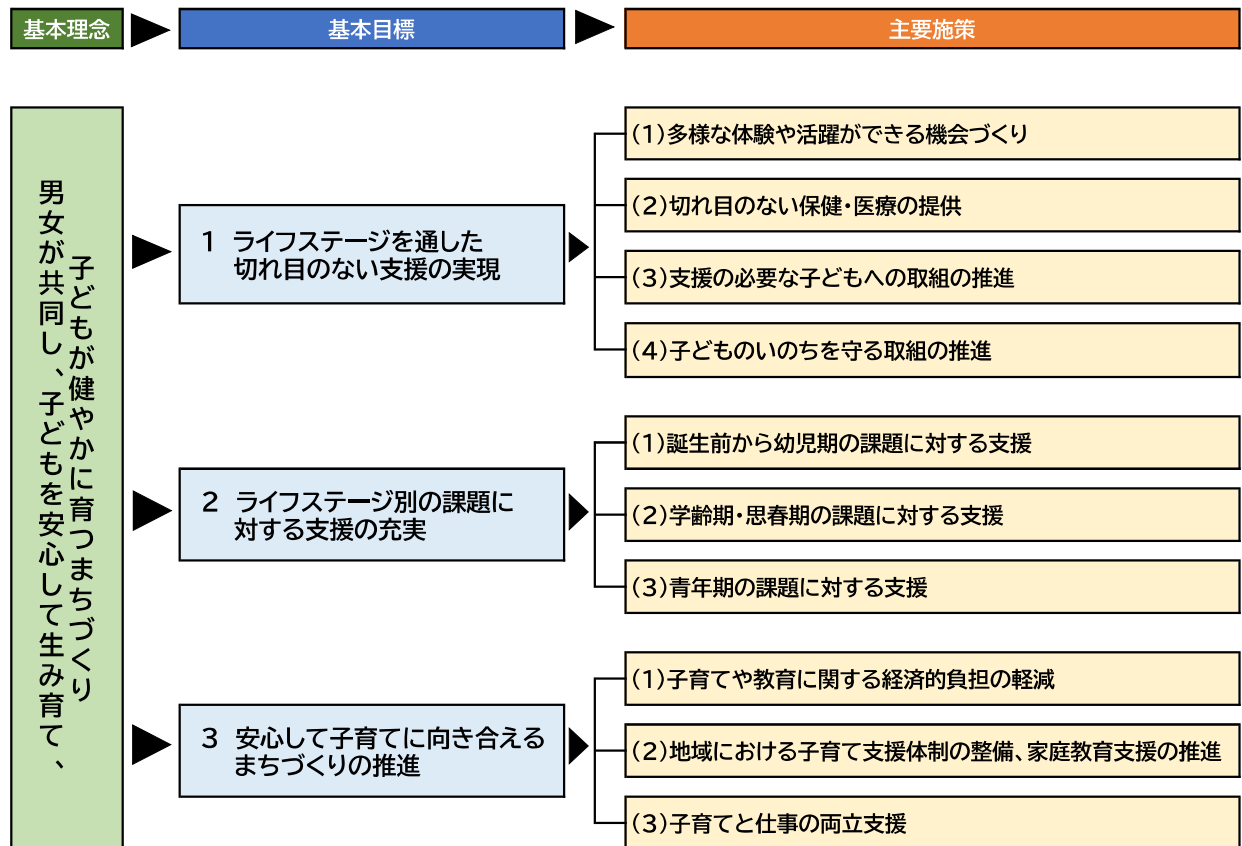
基本目標2 ライフステージ別の課題に対する支援の充実

子ども・子育てに関する施策を進めるにあたっては、誕生期から幼児期、学齢期・思春期、青年期とそれぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。本計画では、それぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向けた、きめ細やかな支援の充実に取り組みます。

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。本計画では、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援するまちづくりの推進に取り組みます。

4 施策の体系



基本目標Ⅰ ライフステージを通した切れ目のない支援の実現

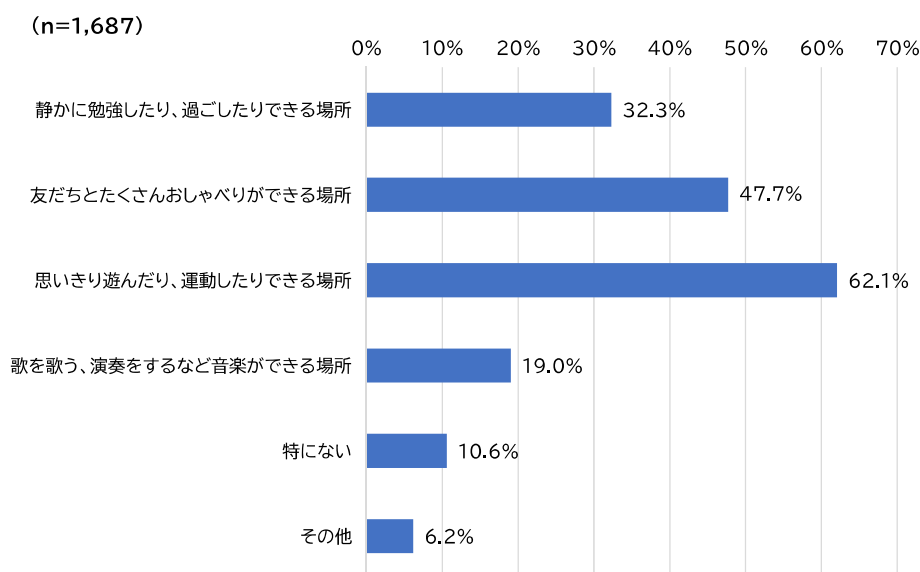
(Ⅰ) 多様な体験や活躍が出来る機会づくり

現状と課題

令和6年度に実施した本市の子ども・若者アンケート調査による小学生向けアンケート（以下、「小学生向けアンケート」という）において、「近くにあったらいいなと思う場所」について、「思いきり遊んだり、運動したりできる場所」が62.1%で最も多くなっています。

<近くにあったらいいなと思う場所>

(小学生向けアンケート)



子どもが様々な体験や活躍できる機会を持つことは、成長にとって非常に重要なことです。体験を通して自分の能力や価値を認識し自信を持つこと、仲間と協力し目標達成する経験はコミュニケーション能力や協調性、自己肯定感を高め「生きる力」を育成します。また、学校だけではなく地域の人とふれあう経験は、地域への愛着を持ち、地域の一員としての自覚を育む大切な経験となっていきます。学校・家庭・地域が連携して子どもたちの成長の場を提供し、多様な体験や活躍の機会・場を通して自ら学び、成長し、社会の一員として活躍できるような子どもたちの育成支援に取り組む必要があります。

本市では、始良市教育委員会等の主催により、未来を担う青少年を育成するため、学校や学年の枠を超えた青少年育成活動を実施しています。「あいら未来特使団」では、登山による体験を中心としたプログラムを実施し、「チャレンジする心」、「仲間と協力する心」、「思いやりの心」を培う活動をしています。また、長期宿泊生活を送りながら集団登下校体験をする事業である「AIRAふるさと学寮」、ふるさとに根ざした体験活動を通して、協調性・自立性・積極性を養成し、郷土愛に満ちた青少年リーダーを育成する「AIRAふるさとチャレンジャー」、小学生に様々な体験活動の場を提供する「ムーミン講座」などの活動も行っています。

性別にかかわらず、それぞれの子ども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる必要があります。人の性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性及び服装やしぐさ、言葉づかいなどの表現する性といった要素の組合せにより無数に存在します。しかしながら、性の多様性が否定されることで、偏見や差別により日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいます。そのため、性的指向・性自認等について、正しい理解を促進し、差別や偏見を解消するため、啓発活動に取り組む必要があります。

今後の取組

○子ども・若者が多様な学び、遊び、体験、活躍ができる機会づくり

地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験等、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場の創出に努めます。

また、青少年の健全育成などに取り組む団体等の活動の支援に努めるとともに、子どもから誰でも気軽に参加できる生涯スポーツの推進、各団体と連携した競技スポーツの振興等に取り組めます。

今後も、子ども・若者の「チャレンジする心」、「仲間と協力する心」、「思いやりの心」を培い、始良市の未来を担う青少年を育成するための活動を推進していきます。

チャレンジ!日本一 ～めざせ富士山頂! 3,776mへ挑む～



あいら未来特使団（始良市ホームページより）

○子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。男女共同参画の推進、性的指向・性自認等の多様性に関する知識の普及啓発のため、市内中学生等を対象に男女共同参画講座や性の多様性に関する情報発信を行います。

（２）切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

子どもに対する保健・医療の提供が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

本市では、令和７年度に「第３次健康増進計画（健康あいら 21）」を策定し、「わたしもあなたも支えあい夢と希望があふれるまち ～みんなが主役の健康づくり～」を基本理念として市民の健康づくりを推進しています。この計画では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして、子ども、働く世代、高齢者、女性のそれぞれの健康づくりについて取組を推進していくこととしています。子どもの健康に関する現状として、低出生体重児の出生割合が鹿児島県と比較して近年やや高くなっていること、毎日朝食をとっている割合が中学生、高校生で前回調査と比較して減少していること、肥満度判定基準別にみた「やせ」の割合が中学２年生、高校２年生で前回調査と比較して増加していることなどの傾向がみられています。

食生活の充実、健康な体を作るだけではなく、望ましい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。

本市では、食育推進事業として心を育む食育講演会の実施、栄養教諭のチームティーチングによる食育指導などを行っています。

今後の取組

○子どもの健康づくりの推進

第３次健康増進計画（健康あいら 21）で掲げる子どもの健康づくりを推進するための分野別施策である、飲酒、喫煙のきっかけ防止対策の推進、健康的な生活習慣に関する知識の啓発、こころの健康づくりの推進に取り組めます。

○親子の健康への支援

乳幼児期の健康管理について、発育・発達状況を確認するため、成長に応じた乳幼児健診や健康相談、訪問指導等を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

○妊産婦乳幼児健康診査の受診率向上

乳幼児健康診査の受診率向上を図るための受診勧奨に引き続き取り組み、疾病の早期発見・早期治療、相談・支援体制の充実に努めます。

○子どもの成長や発達に関する普及啓発及び食育の推進

子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、市民全体の理解を深めるための普及啓発を促進します。

また、成長の段階に応じた食に関する情報の提供等による食育の推進に取り組めます。

今後も、子どもの成長や発達、栄養に関する教室の継続的な開催や母子相談、総門指導等の充実を図り、心と身体の健康づくりを推進します。

（３）支援の必要な子どもへの取組の推進

現状と課題

家庭の状況により発生する子どもの貧困は、子どもたちの将来を大きく左右する社会問題であり、健康面、教育面、社会参加の面で様々な困難を抱え、大人になってからも貧困の連鎖から抜け出すことが難しくなるといった可能性があります。また、家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題も指摘されています。全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けるための支援が必要です。

障がい児支援・医療的ケア児等への支援については、こども基本法に加え、障がい者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加の支援が必要です。本市の障害児福祉サービスについては、基幹相談支援センターへの相談だけでなく、庁内関係部局とも連携し、子どもみらい課での発達相談等、多方面からサービス利用につながっており、利用者数・量とも年々増加傾向にあります。なお、放課後児童クラブでは、障がい等の特別な配慮を必要とする子どもの受入体制の拡充を図るため、支援員の加配を実施した施設は前期計画期間において２か所から１１か所に大きく増加しています。

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障^４を目指して、養育環境の改善、親子関係の再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援につなぎながら、家庭養育優先原則に基づき、子どもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるための支援が必要です。

子どもでありながら家族の介護や家事などを担うヤングケアラー^５については、本来子どもが経験すべき成長の機会を奪われ、心身に大きな負担を抱える問題があります。本市のヤングケアラーに関する実態の把握に努めるとともに、貧困やヤングケアラーの子どもたちを適切な支援に結び付けるための取組が必要です。

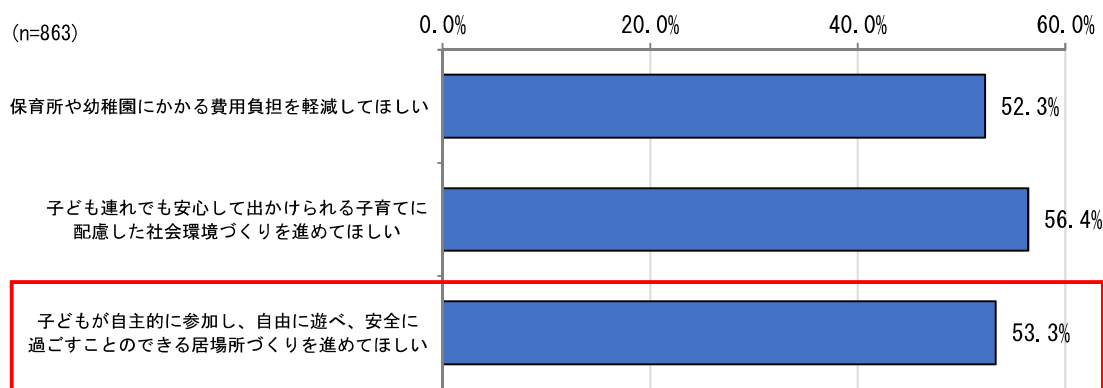
^４ パーマネンシー保障：子どもに安定的なケアを保障するという考え方

^５ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね 30 歳未満の子ども・若者（状況等に応じ、40 歳未満を含む）

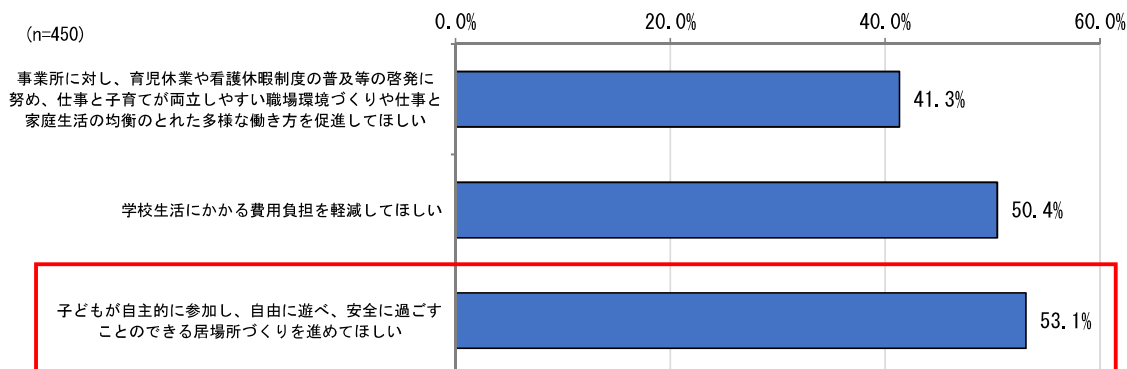
令和5年度に実施した本市のニーズ調査による就学前児童の保護者への調査（以下、就学前児童調査という）及び小学生の保護者への調査（以下、小学生調査という）においても、「始良市に対して、どのような子育て支援の充実を期待しているか」について、就学前児童調査、小学生調査ともに「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めてほしい」が5割以上となっています。

＜始良市に対して、どのような子育て支援の充実を期待しているか（上位3つ）＞

（就学前児童調査）



（小学生調査）



様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが重要であり、子ども施策、福祉施策、教育施策など様々な分野の関係者が連携して取り組む必要があります。

今後の取組

○安全・安心な子どもの居場所づくりの推進及び子どもの貧困対策

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、子どもの健全育成を図ることを目的に、放課後児童健全事業における放課後児童クラブを令和7年4月現在、28か所で開設しています。今後も、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」及び共働き世帯の増加等による利用者のニーズや施設の状況等を踏まえた放課後児童クラブの整備を検討し、安全・安心な子どもの居場所づくりに努めます。

また、障がい・疾病・虐待等により、特別な配慮を必要とする子どもが安心して過ごすことができる居場所を確保するための施設の受入体制の拡充に引き続き取り組みます。

さらに、放課後児童クラブ職員の質的向上を図るための研修の案内や、放課後児童クラブに対する理解の向上に向けた利用者や地域住民に対する市のホームページ等での周知・啓発を引き続き実施します。

加えて、子どもの貧困解消を含めた居場所づくりとして、始良市子ども食堂ネットワークとも連携を図りながら継続的な支援に努めます。

なお、放課後子供教室については本市では令和7年3月現在実施していませんが、今後、地域の実情等を考慮しながら実施の検討を行います。

○障がい児支援・医療的ケア児等への支援の推進

本市では、障害福祉施策の推進を図るための指針として、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象者とする「始良市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を示すとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施について定めています。今後も、上記の計画に基づき、関係機関との連携による支援体制のもと、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅介護、短期入所等のサービスに取り組みます。また、庁内関係部局と連携し、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。さらに、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業における障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築について、関係機関と連携して推進します。

○社会的養護施設との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図るなど、社会的養護の地域資源の活用に努めます。また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

○ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについて正しい理解に向けた啓発活動を行うとともに、具体的な事案については、子が主たる介護者とならないよう、関係各機関と連携し対応します。

（４）子どものいのちを守る取組の推進

現状と課題

子どもへの虐待は深刻な人権侵害であり、身体だけではなく心にも深い傷を負うこととなるため、迅速かつ適切な対応が求められています。本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター「あいぴあ」等の関係機関を通じて早期に把握し、各種事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組んでいます。また、母子の一時避難の子育て短期支援事業の対象への追加、小学校や保育園、地区の民生委員等を対象とした虐待防止の周知・啓発を行うなど、子どもへの虐待防止対策の充実を図っています。

子どもが被害者となる犯罪は、子育て中の保護者にとって、大きな不安のひとつとなっています。犯罪被害から子どもを守る取組として、本市では、地域安全パトロール隊、スクールガードリーダーなどによる見守り活動や、生活安全員による防犯パトロール等を実施しています。

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察等の関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取組を推進していく必要があります。本市では、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を身につけるための交通安全指導や交通安全教室等の実施、交通安全教育推進モデル校の指定による指導等を通じて、子どもたちへの交通安全意識の醸成を図っています。また、地域安全パトロール隊、スクールガードリーダーなどによる危険個所の点検や、各学校区の通学路の合同点検により道路環境の改善に努めています。さらに、地域の見守りを強化し、犯罪・事故等を抑止することを目的として、防犯カメラの設置を行っています。

近年、地震や風水害等の自然災害が多発しています。子どもや子育て世帯に対する災害時の避難行動や支援、学校や幼児教育・保育施設の対応等について、関係機関と連携を図り、防災・減災に向けた体制整備の必要性が高まっています。

子育てを支援する生活環境の整備として、本市では公共トイレや点字ブロックの設置、路面の段差の解消等のバリアフリー化を推進しています。また、公園等の遊具点検や修繕、草刈り等の定期的な実施にも努めています。

インターネットやスマートフォンを通じた個人情報の流出や出会い系サイトの不適切な利用、ネットいじめなど、子どもが巻き込まれる恐れのある犯罪・問題防止のため、インターネットの適切な利用にかかる周知や、保護者に対する注意喚起などの対策に取り組む必要があります。

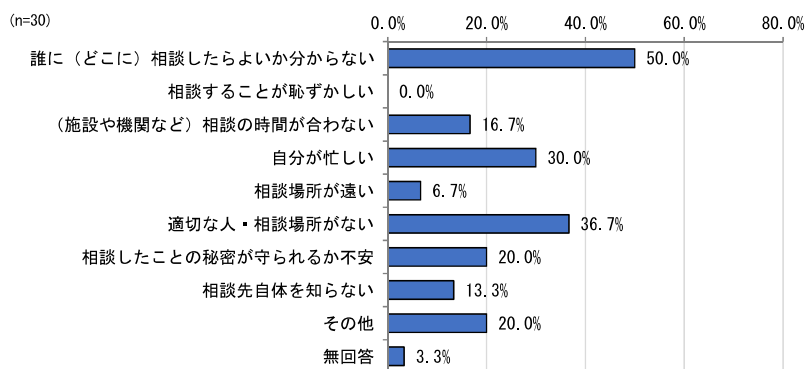
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担などにより、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と考えられています。本市の自殺率（人口１０万対）は、平成２８年以降は国や鹿児島県よりも低く推移していますが、全国的には若い世代の特に女性の自殺者数は増加傾向にあります。本市では、「誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現」を基本理念とする「始良市自殺対策計画」を策定し、「児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」などの基本施策に基づき、関係機関・団体との連携による子ども・若者の自殺対策の取組を推進しています。

本市の就学前児童調査及び小学生調査において、「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人・場所」が「いない・ない」と回答した理由として最も多かったのは、就学前児童調査では「誰に（どこに）相談したらよいか分からない」（50.0%）、小学生調査では「適切な人・相談場所がない」（58.3%）となっています。

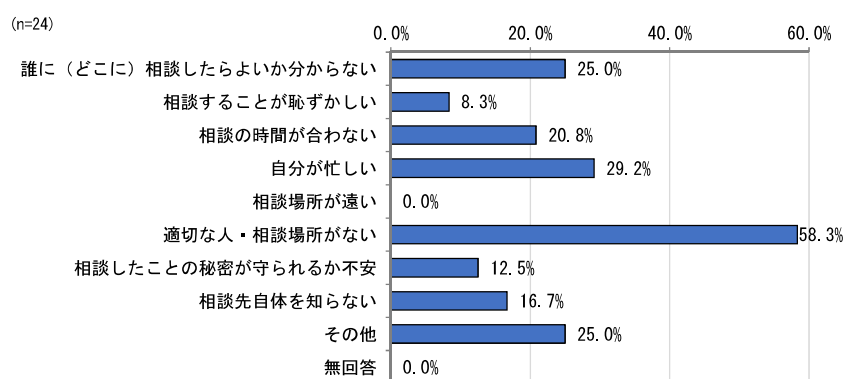
本市では、子育て等に関する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター「あいびあ」、基幹相談支援センター「あいか」、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。また、子ども館「ちるどん」（利用者支援事業）をはじめとする子育て支援センターと必要時には情報共有、連携を図りながら相談対応にあたっています。相談件数は増加傾向にあり、基幹相談員の増員及び地区割りの再編により相談体制の確保に努めています。

<子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所がない・ない理由>

（就学前児童調査）



（小学生調査）



今後の取組

○子どもへの虐待防止対策の強化

子どもへの虐待防止対策の強化として、担当職員の随時派遣による研修の実施や、市のホームページでの周知・啓発の常時掲載、子どもの虐待への対応（通告の義務）に関する説明文の保護者への定期配布を実施します。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議を年1回、実務者会議を年4回、個別ケース検討会議を随時開催し、関係各機関と連携を図ります。

障がい児の障害児施設からの虐待防止については、障害者虐待防止法に基づき、適切な対策を講じていきます。

○犯罪被害や事故・災害から子どもを守る環境の整備

本市では、犯罪、事故及び災害を未然に防止し、市民みんなが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりについて、基本理念及び市、市民等及び事業所の責務を定め、それぞれが連携し、又は協力することにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とし、始良市安全・安心まちづくり推進協議会を開催し、「始良市安全安心なまちづくり施策」を策定しています。今後も、この方針に沿った取組を推進します。

犯罪被害から子どもを守るため、今後も始良市地域安全パトロール隊と連携し、管内の犯罪状況や危険箇所等について情報共有を図った上で、重点パトロールを実施します。また、防犯灯LED化推進事業として行っているLED防犯灯の設置を今後も推進します。自治会防犯灯の維持管理費の軽減につながるLED防犯灯の新設・交換の際の設置費用の補助を行うことで、より明るいまちづくりを推進します。さらに、通学路における通学路防犯灯の新設及び維持管理にも引き続き取り組みます。

子どもの交通安全への意識付けとして、市内の小学校、幼稚園などにおいて、各年代に適した交通安全教室を県交通安全協会や始良警察署と共同で実施し、横断歩道の渡り方、自転車の乗り方、シュミレーション機器を活用した体験型講習を引き続き実施します。

幼少期からの防災教育として、「まもるフェスタ」などの体験を通して学ぶ機会の充実や、災害時の子ども用備蓄品の充実化等に取り組みます。



令和6年「まもるフェスタ」

○子育てを支援する生活環境の整備

点字ブロックの未設置箇所への計画的な設置など、今後もバリアフリー化の推進に取り組むとともに、子どもが安全に遊び、保護者が安心して遊ばせることができる公共施設等の整備と適切な管理に努めます。

○子どもが安全にインターネットを利用できる環境の整備

始良市青少年育成市民会議（環境部会）にて、子どものインターネット利用等に関するチラシを作成し周知を図ります。

○子ども・若者の自殺対策

始良市自殺対策計画において掲げる以下の５つの基本施策に基づき、取組を推進します。

- （１）地域におけるネットワークの強化
- （２）自殺対策を支える人材の育成
- （３）市民への啓発と周知
- （４）生きることの促進要因への支援
- （５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

子どもの自殺対策として、市内の中学生を対象にストレスへの理解、ストレスの発散方法などを伝える「ストレスマネジメント講座」を実施するなどの取組を行っています。

○相談支援体制の充実

本市では、令和７年度中にこども家庭センターを設置する予定となっています。母子保健と児童福祉を一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、相談支援体制の強化を図ります。

また、民生委員・児童委員との連携を強化し、子育て家庭の状況把握や個々の家庭が抱える悩みや不安の解消のため引き続き取り組みます。

今後も、各相談窓口の周知を含めた相談支援体制の充実に努めます。

基本目標２ ライフステージ別の課題に対する支援の充実

（１）誕生前から幼児期の課題に対する支援

現状と課題

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て⁶」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、等しく、切れ目なく、ウェルビーイング⁷の向上を図ることが重要です。

本市では、令和６年４月１日時点で始良市子ども館「ちるどん」と、６か所の地域子育て支援センターを設置しており、子育て世帯に遊び・交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や子育て支援に係る情報の提供等により、子育てに関する不安解消に努めています。また、不定期な保育ニーズに対応するため、援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、助け合いによる子育て支援を継続して実施するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業など、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実を図っています。病児・病後児保育事業については、利用者が増加傾向であるため、利用状況を見ながらニーズの把握に努めています。

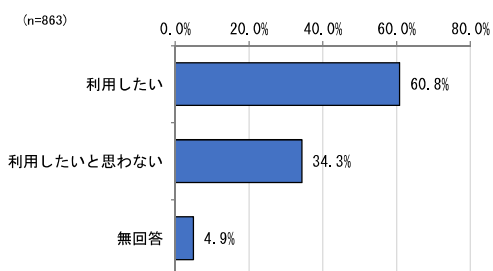
認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。本市では、教育・保育施設の利用状況や保護者の利用希望に基づき、認定こども園の円滑な整備の促進に努めています。

教育・保育の提供にあたっては、その量の確保とともに質を確保することも重要です。本市では、よりよい教育・保育サービスが提供できるよう、保育協議会との共催による研修会や集団指導を通じた資質の向上に努めています。また、保育士の資格を有していない保育補助員の雇用の支援を行い、保育士資格取得につながるよう努めています。

また、本市では、子どもが小学校に就学する際には、就学後の教育に活かすことができるよう、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等について、幼稚園教諭・保育士等から小学校教員へ引き継ぎを行うなどの連携を図っています。

こども誰でも通園制度は、令和８年度から全国の自治体において実施される新たな制度で、生後６か月から３歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度になっています。本市の就学前児童調査では、制度が開始された場合に「利用したい」と回答した保護者が６０．８％となっており、利用ニーズが高い制度であることが予想されます。

<こども誰でも通園制度の利用希望>
(就学前児童調査)



⁶ 子育て：子どもたちが自らの力で成長すること

⁷ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的にもよい状態のこと

今後の取組

○子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターの活動支援に引き続き取り組むとともに、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・病後児保育事業による養育支援のさらなる充実を図ります。

また、認定こども園の必要に応じた整備や、保育協議会との連携にも継続して取り組みます。

○幼児教育・保育の質の向上と幼・保・小の連携

幼稚園教諭研修会の実施等により、幼児教育・保育の質の向上を図り、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもを含め、一人一人の子どもたちの健やかな成長を支えていきます。

また、すべての子どもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼・保・小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

○保育サービスの充実

保育サービスは増加傾向にあるため、引き続き利用状況の把握に努めながら、延長保育、一時預かりの量の確保を行い、保育サービスの充実に努めます。

○教育・保育施設の一体的提供の推進（こども家庭センターにおける伴走型支援）

児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制の構築を目的として、令和7年度中に設置予定のこども家庭センターにおいて、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

今後も、施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備も含めた教育・保育施設の一体的提供の推進に努めます。

○産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の充実

産前・産後の母子に対する心身のケアやサポートなどのきめ細かな支援を実施するため、利用者のニーズを踏まえた各事業の充実を図ります。

○こども誰でも通園制度の本格実施に向けた準備

令和8年度からの本格実施に向けて、こども誰でも通園制度の国の方針や先進実施自治体の状況等も踏まえながら、市の実情に合わせた実施のための準備を進めます。

（２）学童期・思春期の課題に対する支援

現状と課題

学童期から思春期は、子どもたちの心身が大きく成長する時期であり、子どもたちが社会性を学び自立へと向かうための基盤を築く上で重要な時期です。

次代を担う子どもたちが、たくましく、個性豊かに、自ら学び考える「生きる力」を育成するためには、必要な学力と体力を高め、学ぶことの楽しさが実感できる教育環境を提供することが必要です。また、豊かな人間性を育むために、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、子どもと地域住民がふれあう機会の提供やキャリア教育を一層推進する等の指導方法・指導体制の工夫改善に取り組む必要があります。さらに、地域との連携・協働による学校づくりや、いじめ・不登校、問題行動等に対する子どもの心に寄り添った対応体制の充実を図る取組を一層推進していく必要があります。

本市では、令和４年度に第２次始良市教育振興基本計画を策定し、「ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり ～住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を発展的に融合させた活力と魅力ある教育の推進～」を目指す教育の姿として、その実現に向けた取組を推進しています。また、全小・中学校で総合的な学習の時間等において年間計画を作成し、多様な活動を実施しており、全中学校区ごとに家庭教育サポーターを配置し、全小学校区にはコーディネーターを配置しています。

現代の子どもを取り巻く多様な情報の氾濫に起因する弊害や薬物乱用、交際相手からのデートＤＶ、喫煙、飲酒による心身への影響等の問題はますます危惧される状況にあります。

今後の取組

○確かな学力の定着を図る教育の推進、キャリア教育の充実

今後も、教育振興基本計画に基づいた取組を推進するとともに、多様な活動を実施し、子どもたちの確かな学力の定着を図る教育の推進に取り組めます。

また、キャリア教育推進協議会において、小中学生の職場体験学習や職場見学、職業講話等の充実に向けた取組についての協議を継続的に実施し、「あいりキャリアサポートバンク」による職場体験学習受入先や職業講話の講師の確保を図ります。

○モラリティ・インプルーブメント推進事業の推進

本市では、子どもたちの道徳性を育てて行く中で、確かな自立へ導き、社会（公共）に貢献できる人づくりを社会全体で協働して取り組んでいくための事業として、モラリティ・インプルーブメント推進事業を平成２４年度から実施しています。今後も本事業の推進を通じて、学校における道徳教育の充実・推進と、学校・家庭・地域の三者協働による道徳教育の推進を図ります。

○ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の推進

鹿児島県総合教育センターによる「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」等を活用して、「分かりやすい授業」のポイントを押さえた授業が実施できているかを教師が確認する機会を設けるなど、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の推進に取り組みます。

ステップ1

担任を中心に検討

“分かりやすい授業”のポイントを押さえているか確認しましょう。

☆□ 黒板周りの掲示物を精選しているか確認しましょう。(注意集中が持続しやすくなる!)

☆□ 見通しがもてるように、活動の順番を伝えているか確認しましょう。(今することが明確に分かると取り組める!)

☆□ 指示等を視覚的に提示しているか確認しましょう。(聞き漏らしがあってもいつでも確認できる!)

☆□ 体を動かす場面を意図的に設定しているか確認しましょう。(移動したり立ったりする活動を入れると集中力アップ!)

☆□ 板書を書き写す時間と、話を聞く時間を分けているか、確認しましょう。(書く活動、聞く活動にじっくり取り組める!)

☆□ 称賛する場面を設定しているか確認しましょう。(友達や先生からの称賛で学習意欲アップ!)

※ 他の教師(特別支援教育コーディネーターや管理職等)に授業を参観してもらい、改善のアドバイスをもらいましょう。

※ 「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」(資料①)や、新学年別知能検査(教研式サポート)の「新学年別知能検査の分析と活用」(資料②③)を活用しましょう。

授業におけるユニバーサルデザイン チェックリスト			
鹿児島県総合教育センター 特別支援教育研修課			
項 目	評 価		
授業の流れの工夫			
1 学習の準備や机上げの整理など、授業のルールを明確にし、学校全体で統一している。	1 2 3 4		
2 前時の学習を振り返るときに、児童生徒が答えやすい選択式の質問をしている。	1 2 3 4		
3 導入で、フラッシュカードを声に出して読ませたり、長時間で読まれる復習問題に取り組ませたりして、発問の切り替えを促したり、集中させたりする工夫をしている。	1 2 3 4		
4 授業の進め方を示したり、教科や単元に応じて授業の進め方を一応こたえたりして、見通しをもたせている。	1 2 3 4		
5 適宜、机間指導を行い、児童生徒のつまづきを把握したり、配慮が必要な児童生徒に対する指導・支援を行ったりしている。	1 2 3 4		
教師の説明や指示の工夫			
6 説明や指示を簡潔にしたり、抽象的な言葉を少なくしたりして、分かりやすく話している。	1 2 3 4		
7 「○○してはいけません。」ではなく、「○○しましょう。」のように、肯定的で具体的な指示をすることや、行動の内容を分かりやすく伝えたり。	1 2 3 4		
8 大事なことを伝える前に問をとったり、話題に変化を付けたりすることで、児童生徒の注意を促している。	1 2 3 4		
9 言葉による説明や指示だけでなく、視覚的な情報も併せて提示している (図画・写真・絵カード、文字カード等)。	1 2 3 4		
10 児童生徒の発達や状態を肯定的に受け入れ、主体的・意欲的な授業への参加を促している。	1 2 3 4		
11 適宜、発問や指名をすることで、児童生徒に適切な緊張感をもたせている。	1 2 3 4		
提示の工夫			
12 黒板に必要情報だけを、必要事項以外は黒板を利用し、広く黒板を使えるようにしたり、黒板を楽にきれいに拭いたりしている。	1 2 3 4		
13 黒板周りの掲示物を精選したりガーデン等で隠したりして、黒板に注目しやすくしている。	1 2 3 4		
14 文字の大きさや行間に配慮して書くとともに、チャートの色は白として白黒や黄色を使って書いている。	1 2 3 4		
15 大筋の内容は、色で強調するだけでなく、アンダーラインを引いたり、枠で囲んだりしている。	1 2 3 4		
16 めあてやまとめを書く場所を固定化したり、黒板を分割したりしている。	1 2 3 4		
17 電子黒板やデジタル教科書など、ICTを活用し、必要に応じて拡大したり、注目すべき所を示したりしている。	1 2 3 4		
18 学習で使うプリントやワークシートは、読みやすく書きやすいように工夫している。	1 2 3 4		
活動の工夫			
19 児童生徒が足たり、腕、伸ばすだけでなく、実際に操作したりする活動を取り入れるなど、いろいろな感覚を使った活動を設定している。	1 2 3 4		
20 児童生徒が主体的に活動できるように、座っている学習だけでなく、教材を配らせたり、グループやペア学習をしたりするなどの工夫を行っている。	1 2 3 4		
1 行っていない 2 ほとんど行っていない 3 ほぼ行っている 4 行っている			

「学びの場の変更に係る段階的な検討のプロセスの手引き」(鹿児島県教育委員会)より

○思春期の保健対策

中学生を対象としたストレスマネジメント講座の実施など、心身の健康を阻害する問題への対策として、子どもたちが正しい知識を持ち、適切な対応を取れるよう、発達に応じた保健教育の実施や普及活動に引き続き努めます。また、今後も毎年度、市内中学校においてデートDV防止講座を実施し、性についての正しい知識や情報を提供し、SNS被害を含む性犯罪・性被害を防ぐための啓発に取り組みます。

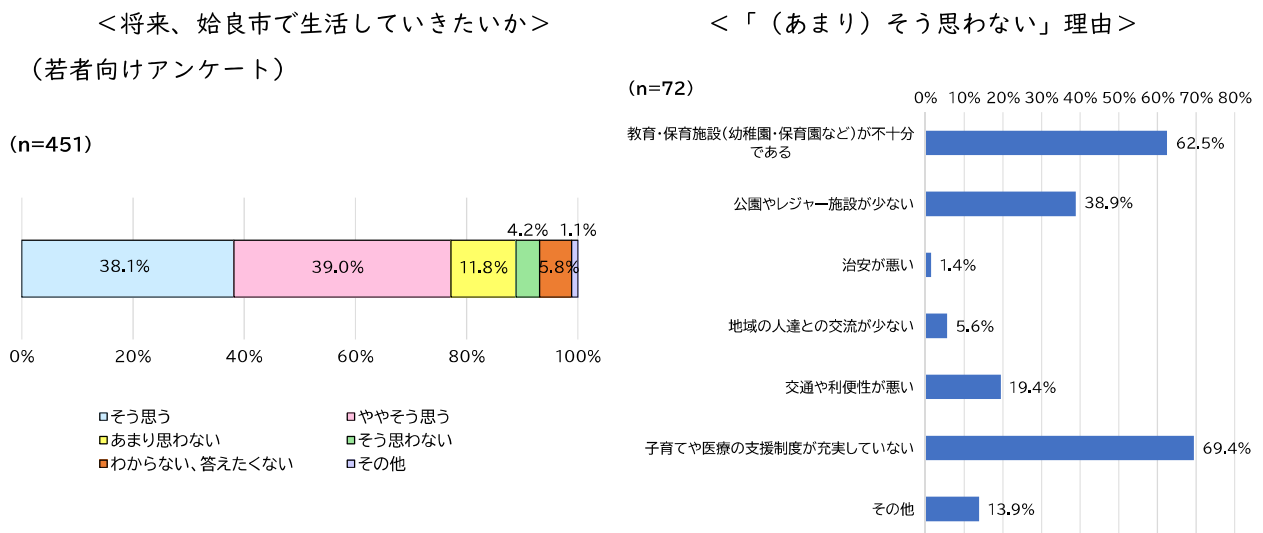
64

（３）青年期の課題に対する支援

現状と課題

青年期は思春期を過ぎ、成人期への移行にあたる時期です。この期間は進学、就職、独立など人生の大きな転換期を迎え、将来の夢や希望、自己の可能性を伸展させる時期でもあり、様々な悩みや課題を抱えることも少なくありません。青年期の若者が、自らの適性等を理解し、ライフイベントに係る選択を行い、その決定が尊重されるような取組や相談支援が求められます。

本市の若者向けアンケートでは、「将来、始良市で生活していきたいか」について、「そう思う」と「ややそう思う」が合計で77.1%となっています。「そう思わない」「あまりそう思わない」理由として、「子育てや医療の支援制度が充実していない」や「教育・保育施設（幼稚園・保育園など）が不十分である」といった子育てに関する項目に多く回答が寄せられています。



結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加えて、結婚に対する取組支援などが重要です。このような状況に対応するため、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めるとともに、結婚を希望する方の結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実にも努めるなど、総合的な結婚支援施策の推進が求められます。

子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。

本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。また、保護者の育児不安の解消等を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行っています。

少子化の要因の一つである未婚化については、その原因として、若者の雇用形態の不安定さなどからくる経済的基盤の弱さが指摘されています。結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要であることから、若者個々人の希望を踏まえた就労・就業を促進に取り組めます。

今後の取組

○結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援

結婚を望みながら適当な相手に巡り合えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするため、鹿児島県やかごしま連携中枢都市圏の連携事業の活用による出会いや結婚を希望する人へのサポートの推進に取り組みます。

また、前期計画期間中に開始した出産・子育て応援事業により、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施する伴走型相談支援（出産子育て応援ギフト）を一体として実施しています。

今後も、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。

<出産・子育て応援事業>



○若者の就労・就業の促進

若者個々人の希望を踏まえた就労・就業の促進のため、市内の高校生向けの企業説明会やインターンシップ支援に努めます。また、近隣4市合同での連携中枢都市企業説明会や、ハローワーク国分との共催による業種別就職相談会、鹿児島県との共催による始良・伊佐地域合同企業説明会を定期的に開催し、就労を希望する若者と企業のマッチング支援を行い、東京・大阪での企業懇話会においては、就労場所となる企業の誘致に取り組むほか、商工会と連携した認定創業支援等事業計画等に基づき、新たに創業しようとする若者の支援にも取り組みます

○移住・定住の支援

対象となる中山間地域への移住・定住者に対して、住宅取得や増改築費用等の一部と小学生までの子ども1人につき30万円（最大100万円まで）を補助し、地域の活性化及び空き家の活用を図ります。

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

本市の就学前児童調査及び小学生調査において、「子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政など）からサポートがあればよいと思うこと」や、「始良市の子育て支援に関する意見や感想」について自由記述での回答を求めたところ、就学前児童調査、小学生調査ともに「経済的支援に関すること」がいずれも上位の回答となっていることから、子育てにかかる経済的な負担が課題になっていることがわかります。

<子育てをする上で、周囲からサポートがあればよいと思うこと（回答を内容別に分類した上位3つ）>

(就学前児童調査)

(n=337)

回答内容	回答件数
学童保育など、預かり施設に関すること (急な一時保育の充実、受け入れ枠の拡大など)	89件
経済的支援に関すること (窓口支払い制度の改善、日用品支給など)	70件
働き方・相談に関すること (相談場所の充実、子育てへの理解促進など)	30件

(小学生調査)

(n=122)

回答内容	回答件数
経済的支援に関すること (窓口支払い制度の改善、中高生手当の充実など)	26件
学童保育など、預かり施設に関すること (一時預かりの充実、休日預かりの充実など)	18件
保育サービスに関すること (送迎サービスの実施、無料塾の設立など)	18件

<始良市の子育て支援に関する意見や感想（回答を内容別に分類した上位3つ）>

(就学前児童調査)

(n=363)

回答内容	回答件数
経済的支援に関すること (窓口支払い制度の改善、手当の充実など)	98件
学童保育など、預かり施設に関すること (預かり施設の充実、待機児童問題解決など)	59件
遊び場・イベントに関すること (屋内施設の充実、プールの設立など)	45件

(小学生調査)

(n=178)

回答内容	回答件数
経済的支援に関すること (すべての世帯へ支援の充実、窓口支払い制度の改善など)	48件
遊び場・イベントに関すること (子どもが遊べる広場の確保、屋内施設の充実など)	21件
病児保育・支援施設に関すること (特別支援学校の設立、夜間の子供医療の充実など)	19件

本市では、これまでも保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子ども医療費の助成、障がい児に対する特別児童手当の支給、多子世帯への経済的支援等の施策を進めてきました。また、国の制度改革による児童手当の拡充、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に対応した臨時給付金事業に取り組んできました。

また、ひとり親家庭等の自立した生活と子どもの健やかな成長を促進するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、母子家庭自立支援給付事業の支援を継続的に実施しています。

今後の取組

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子ども医療費助成事業においては、令和7年度から住民税課税世帯の中学生までの現物給付方式の拡大を行い、中学生までの医療機関での窓口負担が実質なくなりました。

また、次に掲げるひとり親家庭等の自立した生活や子どもの健やかな成長を促進するための支援を継続して行います。

- ・ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給
- ・就学援助制度
- ・自立支援教育訓練給付金制度
- ・高等職業訓練促進給付金制度
- ・母子等福祉貸付制度

（２）地域における子育て支援体制の整備、家庭教育支援の推進

現状と課題

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等の家庭をめぐる環境が変化の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。子育て当事者が、不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のためにも重要です。そのため、ニーズに応じた地域における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

県内では、女性の就業増や各地域における保育所等の整備の進展を背景に保育士需要が急増しています。保育士不足により、定員を下回る児童しか受け入れられない施設もあり、今後一層の増加が見込まれる保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育人材の育成と確保が喫緊の課題です。また、こども誰でも通園制度の創設や幼児教育・保育の質の向上を図るための保育士の配置基準の見直しなどにより、さらに保育士が不足することが見込まれます。

家庭教育は全ての教育の出発点です。そして、家族のふれあいは子どもが基本的な生活習慣や生活能力、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、これから先、社会に出て生きていく上で大切なことを学ぶ場でもあります。子どもの健全な育成を図るために、家庭の教育力は必要不可欠なものです。

本市では、市内の幼稚園・小学校・中学校への委託により、家庭教育学級を開設しています。また、学級長研修会では、充実した家庭教育学級にするための講義やグループワーク等の研修を行いました。さらに、家庭教育サポーターによる子育てサロンを実施し、保護者の悩みの解消に努めています。

今後の取組

○地域における子育て支援体制の整備

NPO や子育て支援に携わる関係団体等との連携のもと、地域子育て支援拠点などの地域の子育て支援体制の整備を促進します。

○保育士等の人材確保

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育・保育の質を支える優秀な人材の確保に対応するため、鹿児島県保育士人材バンクを利用し、保育施設等の求人と、人材バンクに登録している求職者のマッチングを行い、保育士等の人材確保の推進に取り組みます。

○家庭の教育力の向上

家庭教育学級の実施及び内容の充実や親の学び 家庭教育支援 家庭教育学級 子育てサロン 基本的な生活習慣や、親と子の関わり等に関する保護者を対象とした家庭教育学級等の学習機会の充実により、家庭の教育力の向上を図ってきました。

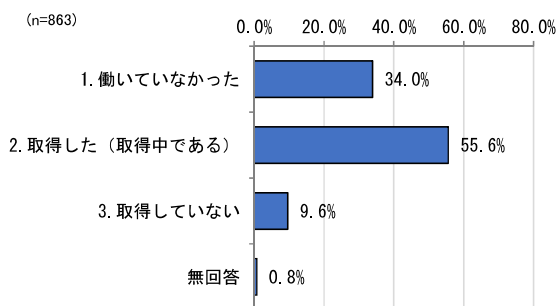
（３）子育てと仕事の両立支援

現状と課題

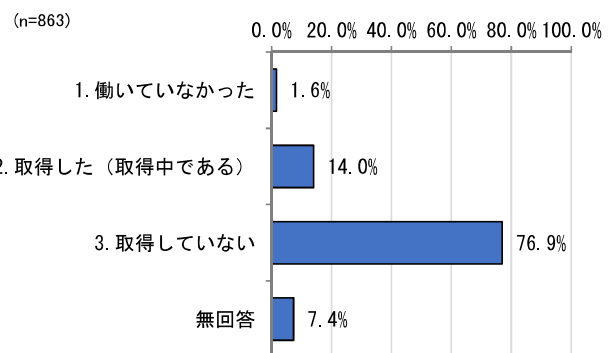
就学前児童調査において、「子どもが生まれた時に父母のいずれか又は双方が育児休業を取得したか」について、母親では、「取得した（取得中を含む）」が 55.6%、「働いていなかった」が 34.0%となっていますが、父親では、「取得していない」が 76.9%となっています。父親が「育児休業を取得していない理由」として、「仕事が忙しかった」「収入源となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった回答が多くなっています。

<母親の育児休業取得の有無>

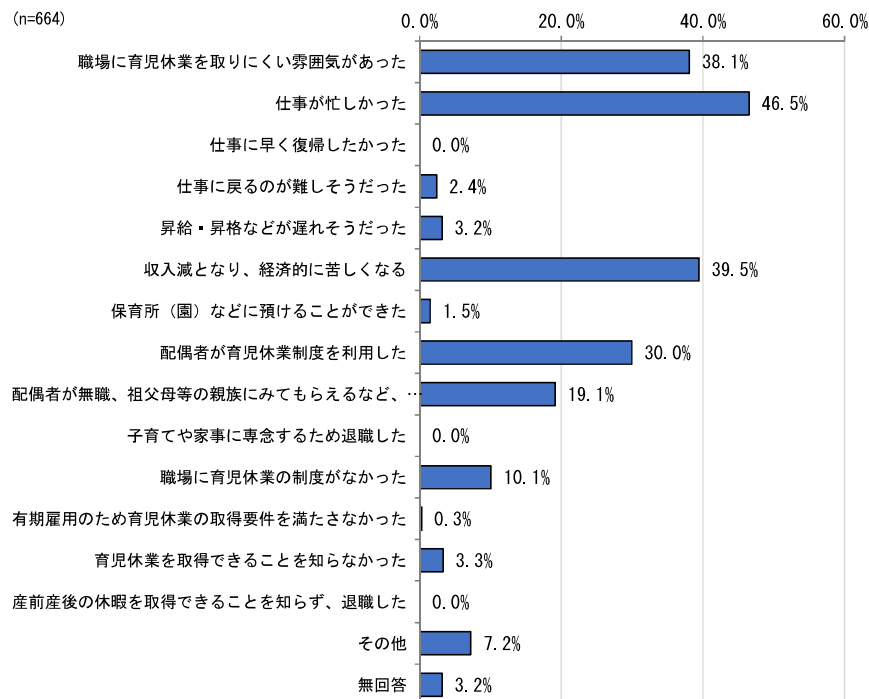
（就学前児童調査）



<父親の育児休業取得の有無>



<父親の育児休業を取得していない理由>



育児休業に対する職場の理解や取得しやすい環境づくりの周知を図り、男性が子育てに主体的に参画できる取組を推進するとともに、父親が母親とともに家庭の子育ての役割を担うことができるよう、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められます。男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう「働き方の見直し」に向けた啓発を進める必要があります。

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことにも留意した対策が必要です。別居により実質的にひとり親家庭の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するためのより一層の支援が必要です。

今後の取組

○仕事と子育ての両立のための環境整備の推進

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするため、地域の実情に応じて、認定こども園や放課後児童クラブなどの整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実等の取組を促進します。

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、市民や企業向けセミナーの実施や、育児・介護休業の制度についての周知を行い、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう支援します。

○ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等への経済的な支援とともに、就業支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実などの取組を継続して実施し、ひとり親家庭等の総合的な自立支援を推進します。

第3章 事業計画

第3章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と「量の見込み」に対する「確保方策」を定めることを求めています。

本市においては、①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか、②事業量を適切に見込み、確保できる単位であるかの視点により検討を行った結果に基づき、「市全域」を提供区域として設定します。なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、現状を踏まえ、小学校区を運用における基本単位として実施します。

2 教育・保育の提供体制の確保

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「確保方策」については、保護者からのニーズを踏まえるとともに、各サービス等を提供する事業所等の現状や今後の意向、始良市の状況等を踏まえ、設定しました。

◆ 分類及び認定区分

以下のとおり分類及び認定区分を定めます。

分類	認定区分	児童年齢
・ 1号認定 専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	1号認定	3～5歳
・ 2号認定（教育希望） 共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	2号認定	3～5歳
・ 2号認定（保育希望） 共働き家庭		3～5歳
・ 3号認定 共働き家庭	3号認定	0～2歳

①【3～5歳】1号認定及び2号認定（教育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	1号	人	342	339	330	317	318
	2号（教育希望）	人	337	334	325	312	313
	合計	人	679	673	655	629	631
②確保方策	特定教育・保育施設	人	414	414	414	414	414
	確認を受けない 幼稚園	人	580	580	580	580	580
	合計	人	994	994	994	994	994
③過不足（②-①）		人	315	321	339	365	363

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

②【3～5歳】2号認定（保育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	2号（保育希望）	人	1,286	1,273	1,241	1,191	1,196
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,063	1,073	1,073	1,073	1,073
	地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設 （地域枠）	人	40	40	40	40	40
	合計	人	1,103	1,113	1,113	1,113	1,113
③過不足（②-①）		人	▲183	▲160	▲128	▲78	▲83

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

③【0歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	93	92	91	91	91
②確保方策	特定教育・保育施設	人	187	190	190	190	190
	地域型保育事業	人	20	20	20	20	20
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	32	32	32	32	32
	合計	人	239	242	242	242	242
③過不足(②-①)		人	146	150	151	151	151

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

④【1歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	378	369	366	365	364
②確保方策	特定教育・保育施設	人	278	280	280	280	280
	地域型保育事業	人	21	21	21	21	21
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	32	32	32	32	32
	合計	人	331	333	333	333	333
③過不足(②-①)		人	▲47	▲36	▲33	▲32	▲31

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

⑤【2歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み		人	386	402	393	390	388
②確保方策	特定教育・保育施設	人	315	315	315	315	315
	地域型保育事業	人	25	25	25	25	25
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	33	33	33	33	33
	合計	人	373	373	373	373	373
③過不足 (②-①)		人	▲13	▲29	▲20	▲17	▲15

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。

⑥保育利用率

本計画においては、3歳未満の児童数に占める保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、年度ごとの目標値を設定することが求められています。

本市においては、確保方策として設定した数値等に基づき、以下の通り設定します。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①推計児童数 (3歳未満)	人	1,764	1,770	1,749	1,740	1,734
②確保方策 (利用定員数)	人	943	948	948	948	948
③保育利用率目標値 (②/①)	%	53.4	53.5	54.2	54.4	54.6

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育同様、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等に基づき算出した、今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する「確保方策」を以下のとおり定めます。

① -Ⅰ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を行う「こども家庭センター型」に分類されます。

本市では、「基本型」を1か所設置しており、「こども家庭センター型」も1か所設置予定です。また、「特定型」は設置していませんが、子育てコンシェルジュの配置等による利用者支援を実施しています。

・量の見込みと確保方策（基本型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（特定型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	0	0	0	0	0
②確保方策	か所	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（こども家庭センター型）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

始良市子ども館、そして新たに設置するこども家庭センターで引き続き利用者支援及び地域連携を推進していきます。

①-2 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて、必要な支援につながる伴走型相談支援を実施します。

・量の見込みと確保方策（基本型）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	妊娠届出数	件	561	556	554	552	550
	Ⅰ組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回	1,683	1,668	1,662	1,656	1,650
②確保方策		か所	1,683	1,668	1,662	1,656	1,650
③過不足(②-①)		か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現行の提供体制において、利用者支援及び地域連携を推進します。

②妊婦健康診査

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。

本市では、健康診査を医療機関に委託し、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人回	7,013	6,950	6,925	6,900	6,875
②確保方策	人回	7,854	7,784	7,756	7,728	7,700
③過不足(②-①)	人回	841	834	831	828	825

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

妊婦が安心して出産を迎えるための重要な事業であることから、定期的な受診を勧奨しながら、継続して実施します。

③乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員等が、生後４か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。

本市では、生後２～３か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後９～１０か月時における再訪問を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人回	561	556	554	552	550
②確保方策	人回	561	556	554	552	550
③過不足（②-①）	人回	0	0	0	0	0

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなり得る事業であることから、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組みます。

④養育支援訪問事業

産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。

・量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	件	100	105	110	115	120
②確保方策	件	100	105	110	115	120
③過不足（②-①）	件	0	0	0	0	0

・確保の考え方

保護者の育児不安の解消のための支援に継続的に取り組みます。

⑤産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアやサポート等きめ細かな支援を実施する事業です。病院等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、日中支援を実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴き実施する「訪問型」を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	589	584	582	580	577
②確保方策	人日	589	584	582	580	577
③過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、支援を必要とする全ての方が利用できるよう体制を整備します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合、又は経済的な問題、配偶者からの暴力等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、児童や母子等を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	50	50	50	50	50
②確保方策	人日	50	50	50	50	50
	か所	9	9	9	9	9
③過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、令和6年度中に児童を預けることのできる施設を増やし、提供体制を確保します。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑦地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、認定こども園等の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	77,840	77,044	76,154	75,416	75,151
②確保方策	人日	77,840	77,044	76,154	75,416	75,151
	か所	7	7	7	7	7
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

本市には既存の子育て支援センター6施設に令和6年4月1日に開設した始良市子ども館「ちるどん」を加えた7施設があります。現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

⑧一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象としています。

・量の見込みと確保方策（幼稚園型）

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1号	人日	2,950	2,920	2,848	2,732	2,743
	2号（教育希望）	人日	19,320	19,127	18,651	17,891	17,965
	合計	人日	22,270	22,047	21,499	21,383	20,708
②確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	人日	22,270	22,047	21,499	21,383	20,708
		か所	12	12	12	12	12
③過不足（②-①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・量の見込みと確保方策（幼稚園型以外）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	921	917	900	878	878
②確保方策	人日	921	917	900	878	878
	か所	11	11	11	11	11
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

⑨延長保育事業（時間外保育）

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	731	728	714	697	697
②確保方策	人	731	728	714	697	697
	か所	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行います。

⑩病児・病後児保育事業

おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもを対象に、発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な子どもを一時的に施設において保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	701	698	685	668	669
②確保方策	人日	701	698	685	668	669
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
しかし、事業の認知度も高まっているため、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行っていきます。

⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所や認定こども園などの施設で、一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すことや利用する子どもの保護者を対象に子育てに関する相談支援を行うことを目的とし、保護者の就労状況によらず、施設を柔軟に利用できる事業（制度）です。

・量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	14	13	13	13
②確保方策	人	未実施	5	5	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲9	▲8	▲4	▲4

・量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	13	12	12	12
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲6	▲5	▲3	▲3

・量の見込みと確保方策（２歳児）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	未実施	12	12	11	11
②確保方策	人	未実施	7	7	9	9
③過不足（②-①）	人	未実施	▲5	▲5	▲2	▲2

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、事業実施に係るニーズや課題の把握、保育施設等との協議を行い、提供体制の確保に努めます。

⑫実費徴収等に係る補足給付を行う事業

保護者が私立幼稚園（新制度未移行）に支払う実費徴収に係る費用（副食費の提供に要する費用）について、保護者の世帯所得の状況に基づき、助成を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保方策	人	4	4	4	4	4
	か所	2	2	2	2	2
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

副食費の助成については、継続して実施するとともに、日用品・文房具等の購入費に関する助成についても、国や県、周辺自治体の動向を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	1年生	人	373	348	376	385	336
	2年生	人	299	298	278	301	308
	3年生	人	238	231	231	215	233
	4年生	人	132	132	129	128	120
	5年生	人	69	67	67	65	65
	6年生	人	53	55	54	54	52
	合計	人	1,164	1,131	1,135	1,148	1,114
②確保方策		人	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
		か所	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）		人	53	86	82	69	103

・確保の考え方

共働き世帯の増加等により、利用ニーズが増加傾向にあったこと等を踏まえ、令和6年4月に新たに1か所を開設しました。今後も利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後の児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における児童の安全かつ安心な居場所づくりを推進します。また、特別な支援を要する児童の受け皿づくりのための環境づくりのほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や余裕教室等の活用等も検討します。

⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人日	557	553	545	539	533
②確保方策	人日	557	553	545	539	533
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
現在、当事業は市社会福祉協議会に委託することで実施しておりますが、事業の広報・周知を図るとともに、援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の確保を図ります。

⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業です。

・確保の考え方

本市では、本事業としてではない形ですが、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議等を開催し要保護児童に対する支援を実施しています。また、保育施設等に対し、児童虐待防止につながる子育て支援について講演を行うなどして周知を図ります。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して職員の加配に必要な費用の助成の補助を行う事業です。

本市では、現在実施していません。

・確保の考え方

現時点では実施を予定していませんが、ニーズに対して必要に応じた実施を検討します。

⑰子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

・確保の考え方

現時点では本事業としてではない形で取り組んでいますが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑱児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

・確保の考え方

現時点では事業の実施を予定していませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑲親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

・確保の考え方

現時点では事業の実施を予定していませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

第 4 章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県と幼稚園の運営状況等、必要な情報を共有し、連携して指導・監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

また、市民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定し、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、教育・保育施設等の関係機関等と相互に連携し、協働しながら事業を推進するとともに、関係機関同士の密接な連携も必要と考えられることから、関係機関同士の連携のための支援を行います。

2 計画の達成状況の点検・評価

「始良市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む）等について点検、評価し、協議内容に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

資料編

Ⅰ 始良市子ども・子育て会議

(Ⅰ) 始良市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 31 日条例第 2 号
改正

平成 27 年 3 月 26 日条例第 8 号
令和 2 年 6 月 29 日条例第 24 号
令和 4 年 6 月 24 日条例第 17 号
令和 5 年 2 月 24 日条例第 5 号

始良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(平成27年3月26日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(令和4年6月24日条例第17号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (令和5年2月24日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 始良市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	所属団体等の名称及び役職	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	学識経験を有する者	有 村 玲 香	会長
2		始良地区医師会代表	山 野 ち な み	
3		民生委員・児童委員代表	秋 宗 郁 子	
4		市教育委員代表	藤 田 麻 美	
5		市学校長会代表	西 耕 治	
6		市母子保健推進員代表	杉 尾 育 代	
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事している者	氏社会福祉協議会代表	長 尾 貴 史	
8		市地域自立支援協議会代表	大 川 宏	
9		市内幼稚園代表	矢 野 芳 秀	
10		市内保育所代表	伊 東 安 男	
11	その他市長が必要と認める者	市児童クラブ連絡協議会代表	駒 倉 國 治	
12		市議会議員代表	堀 広 子	
13		始良市 PTA 代表	田 畑 佳 菜	
14		幼稚園保護者代表	正 留 麻 美	
15		保育所保護者代表	西 み さ き	

第3期始良市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発 行 始良市 福祉部 子どもみらい課
〒899-5492
鹿児島県始良市宮島25番地
電話 0995-66-3111（代表）